

令和3年第3回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年3月19日 午前10時00分

閉会 令和3年3月19日 正午

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第7号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙1件
議案第8号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙4件
議案第9号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙3件
議案第10号	生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者についての証明願の件	別紙1件
議案第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙7件
報告第9号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙3件
報告第10号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙2件
報告第11号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙6件
報告第12号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙4件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 　　ただいまより、令和3年第3回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 　　ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 　　議事録署名者は10番委員と11番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第7号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第7号について説明します。農業振興地域整備計画の変更に伴う協議の件です。先月からの継続審議になります。

　　申出地は栄町小松林の13筆、栄町神田の8筆の合計21筆で、登記地目、現況地目は田及び用悪水路です。変更目的は倉庫の建設に伴う農用地区域の除外です。

　　申出者は主に店舗の商品陳列用の什器の製造・販売等を行っています。申出地北側にて豊明物流センターを建設し、商品の物流拠点として事業を行っていましたが、需要の拡大が当初の予測を上回るものであったこと、既設の笠寺物流センターとの機能が重複していることから、物流拠点の再整備を行う必要が生じました。

　　今回笠寺物流センターを豊明物流センターに移転し、物流機能を統合する計画がまとまり、今回の除外の申出に至りました。

　　農振農用地の除外5要件について1つずつ説明します。農用地区域内の土地を農用地区域から除外するには、すべての要件を満たし、かつ市町村が地域農業の振興に支障がないものと認めた場合に限られます

　　第1号要件は、農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。

　　具体的には1つ目は、不要不急でないこと、緊急性があることです。申出者の提出書類により、申出者の事業に関する需要の増大に伴い、事業所の集約化による事業用地の確保に緊急性があると判断しました。

　　2つ目は、面積が妥当であることです。申出者の提出書類により、申出者の事業に必要な施設の面積及び、建築・雨水対策等に関する各種法令の内容を

満たす面積に過不足がないと判断しました。

3つ目は、代替する土地がないことです。申出者の提出書類により、農用地区域以外の用地として大府市等用地を検討したが、用地の確保に至らなかったため、申出地以外にて本事業を遂行することは困難であると判断しました。

最後にその他ですが、第5次豊明市総合計画の「産業ゾーン」及び、第3次豊明市都市計画マスタープラン「産業系土地利用検討地区」に位置づけされている地域に隣接しています。

第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことです。

具体的には1つ目は、高性能農業機械による営農・病害虫防除等に支障がないことです。本申出地の除外後においても、残る農用地区域においては用地の連続性が確保されること、申出者の提出書類「道路整備計画図」により、事業用地として廃止となる北側既設市道の代替道路となる南側既設市道を拡幅及び舗装するため、除外前の通作路としての機能を概ね維持できると判断しました。

2つ目は、農業生産基盤整備事業・農地流動化施策に支障がないことです。本申出により既設のパイプライン・排水機場等の農業生産基盤整備施設に変更が行われることはなく、本申出地が今後の農用地の利用集積に支障を生じるものではないことから、支障はないものと判断しました。

3つ目は、農業上の総合的な利用に支障がないことです。照明については、申出者の提出書類により、申出地内のみを設置すること、LED方式の採用により広がり少ない直下に照明が当たるように対策すること、照明部分が可動式の器具の採用により照明方向の詳細な調整が可能であることから、周辺農地への支障はないものと判断しました。日照については、申出者の提出書類「日影図」のとおり、夏至の時期は午後4時においても周辺農地への日照を確保し、冬至の時期においては概ね午後3時30分まで周辺農地への日照を確保されることから、周辺農地において耕作している水稻の営農状況への支障は少ないもの判断しました。

第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。

具体的に1つ目は、安定的な農業経営に支障がないことです。申出地内では令和3年4月現在、法人1社の担い手の利用集積による耕作が申出地のうち7筆で行われており、その面積は合計14,820㎡です。法人1社の経営面積の縮小は約1.4%であり、農地の利用集積への支障は少ないものと判断しました。

2つ目は、農地の集団化が損なわれないことです。申出地は約43haの農用地区域の西端部にあることから、農用地区域の周辺部に位置しています。除外

後も申出地東側・南側には約40haの農用地の地形的連続性が確保されることから、集団化が損なわれることがないと判断しました。

第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。

申出者の提出書類「排水計画平面図」により、申出地内に地下貯留槽を新設し、大雨時においても瞬間的に発生する大量の雨水排水を抑制して排水することにより、周辺への排水量を最小限にとどめることが可能になるため、農業用排水路、用排水の停滞、汚濁水の流入等が生じる可能性は低いものと判断しました。

第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後 8年を経過していることです。

本申出地内における農業生産基盤整備事業の完了公告後、8年を経過しています。

以上のことから、事務局として除外についてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

9番委員 排水並びに道路の件について納得はできますが、農業振興地域である田が次々と減少することには非常に大きな違和感を覚えます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 農業委員は農業振興地域を守るべき立場にあると思います。やむを得ず開発を認めるとしても農地・緑地ゾーンではなく、先に産業ゾーンから開発すべきであると考えます。

担い手の農業経営の選択肢が狭められるような農用地区域からの除外申し出が多くなっていることから、除外申出者及び地権者に対して、担い手への丁寧な説明を行うとともに、担い手の農業経営に支障をきたすことのないよう配慮した事業の進め方をするよう求めます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

議 長 農地転用の地区担当委員から意見がありましたので、意見を付帯のうでで採決してよろしいでしょうか。

異議なし

- 議 長 それでは採決します。議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第7号は意見を付帯のうえ、可決いたします。引き続きまして、議案第8号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第8号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。
- 申請地は沓掛町松本25番、登記地目、現況地目はともに畑、面積は472㎡です。
- 譲受理由及び譲渡理由については、譲受人及び譲渡人の親が過去に農地交換のために農地法第3条の手続きを行ったが、登記の名義変更をしていなかった。申請者は既に死去しており、当時の農地法3条は無効になるため、今回新たに申請を行うものです。
- 事務局で3月9日に現地確認をしました。
- 申請地と所有農地の沓掛町松本の2筆は花苗のビニールハウスとして利用、管理されておりました。今後も営農計画書のとおり花苗をする予定です。
- 譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町金山の2筆は花苗ビニールハウス、沓掛町棧敷の1筆は果樹苗が植わっており、畑として管理されておりました。
- 以上のとおり耕作、管理されており、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。
- 2番委員 3月12日に10番委員と農地利用最適化推進委員で申請地並びに所有農地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の10番委員の意見を求めます。
- 10番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。
- 最3番委員 2番委員、10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第8号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第8号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第8号2番案件ですが、取下願が提出されたため、議案第8号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第8号3番案件について説明します。
申請地は間米町廻渡1903番2、1910番、1911番の3筆、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計2,324㎡です。
譲受理由は水田の農業経営を継承するため、譲渡理由は水田の耕作中心の妻に継承するためです。
事務局で3月12日、16日に現地確認をしました。
申請地の間米町廻渡1903番2は保全管理されておりました。間米町廻渡1910番、1911番は水張されており、田として管理されておりました。今後は営農計画書によりますと廻渡1910番、1911番は水稻作付け、1903番2は保全管理予定です。
譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町勅使の1筆はぶどう畑、間米町八ツ屋の8筆、純堀の1筆は保全管理、八ツ屋の2筆はみかん畑、廻渡の1筆は田として管理されておりました。間米町榎山の1筆は登記地目が山林であり、一体が竹林となっており、非農地相当と判断します。おおむね所有農地は管理されていると事務局では判断しました。
以上のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。
- 11番委員 3月14日に8番委員と農地利用最適化推進委員で申請地並びに所有農地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の8番委員の意見を求めます。
- 8番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 同様に農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。
- 最6番委員 11番委員、8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第8号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第8号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第8号4番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第8号4番案件について説明します。
申請地は栄町神田69番、登記地目、現況地目は田、面積は207㎡です。
先月の農業委員会でも所有権移転の申請がありましたが、追加での申請となります。
譲受理由は営農地に近く農業経営規模拡大を図るため、譲渡理由は高齢で営農が困難なためです。
事務局で3月16日に現地確認をしました。
申請地は、水稻作付け前の田として管理されておりました。今後営農計画書によりますと水稻作付する予定です。
譲受人の他の所有農地につきましては先月の農業委員会でも報告させていただきましたが、大久伝町西の1筆は水稻刈り取り後の田、前回の農地法3条の申請地の栄町小松林の1筆は水稻作付け前の田として管理されておりました。阿野町荻外山の1筆はねぎ、白菜、みかんの木等耕起もされておりました。阿野町上石田の1筆は白菜、ブロッコリー等の野菜を耕作、阿野町正戸の1筆はキャベツ等、畑として管理されておりました。
以上のとおり耕作、すべての所有農地は管理されており、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。
- 4番委員 こちらの申請は先月総会でも議案にあがっており、事務局と相談したところ現地確認については申請地のみ行うこととしました。3月13日に1番委員と農

土地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第8号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数

議 長 議案第8号4番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第9号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

申請地は沓掛町掛下1番1、沓掛町曙51番1、52番1、50番1、49番1、51番3、53番1、54番1、56番1、57番1の10筆、登記地目、現況地目は田及び畑、面積は合計981㎡です。

転用目的は駐車場及び緑地で、所有権移転になります。

譲受人は申請地隣地にて自動車部品等の表面加工業を営んでおります。申請地西側にて、愛知県道の拡張事業が行われることになり、道路計画地と自己所有地の間に土地が残ることとなったため、愛知県から土地購入の打診があり、駐車場用地が不足していたため購入することとし、本申請に至りました。

事務局で3月16日に現地確認をしました。申請地は保全管理状態でした。

雨水排水は、沈砂池経由後既設水路に放流します。

土地造成はありません。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めま

す。

1番委員 3月13日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第9号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数

議 長 議案第9号1番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第9号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号2番案件について説明します。
申請地は沓掛町泉200番、201番の2筆、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は合計396㎡です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権設定及び所有権移転になります。

譲受人は現在、借家にて妻と2人で生活しておりますが、手狭であるため、住宅建築を考えましたが、自己所有地はなく、父親の所有する土地で唯一、転用可能な土地がありましたが、間口が狭く奥行きが深いため住宅建築には不向きでした。そこで遠縁にあたる隣地所有者に相談したところ土地を譲ってもよいということになり、2筆合わせての申請に至りました。

事務局で3月16日に現地確認をしました。申請地は保全管理状態でした。

汚水、雑排水は、合併浄化槽により処理後、雨水は雨水桝にて集水した後、申請地北側の道路側溝に放流します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 3月13日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第9号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数

議 長 議案第9号2番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第9号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号3番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

申請地は栄町高根66番1、67番3の2筆、登記地目はともに畑、現況地目はともに雑種地、面積は合計357㎡です。

転用目的は駐車場及び資材置場で、賃貸借権設定になります。

譲受人は現在、申請地の隣地にて溶接業、貨物自動車運送事業を営んでいます。事業拡大に伴い、重機及び資材等が増えたため、駐車場の確保が必要であり、本申請に至りました。

なお、過去に申請地の一部について駐車場及び資材置場として利用されていたため、このことについての始末書の添付をいただいております。

事務局で3月16日に現地確認をしました。申請地は保全管理状態でした。

雨水は敷地内に浸透させ、オーバーフロー分は、北側道路側溝へ排水されるように勾配を設けます。

土地造成は整地のみで砕石敷きにします。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任

を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 3月13日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第9号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数

議 長 議案第9号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第10号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号について説明します。生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者についての証明願の件です。

申請地は阿野町奥屋1番1、1番3、101番、稲葉74番9の4筆、登記地目は畑及び田、現況地目は生産緑地、面積は合計1,796㎡です。

農業従事者の体調不良による解除申請に伴う故障前まで従事していたことを証明するものです。

診断書の添付があり、今後の耕作は不可能との診断内容でしたが、3月12日の事務局で現地確認を行った際に、本人と思われる男性が草刈りをしていたため3月17日に本人と事務局で面談を行いました。高齢により手の震えや脳梗塞の症状があり、今までのように耕作ができないことを聞き取りしました。保全管理のため草刈りしか出来ないということです。申請地については全て適切に保全管理されていました。以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であっ

たことを証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 3月13日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数

議 長 議案第10号は可決いたします。引き続きまして、議案第11号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

株式会社豊明アグリサービスの利用権の更新申請が1件、新規申請が3件、個人の新規申請が3件の合計7件の申請がされています。

個人の新規申請についてですが、栄町舟田の1筆について借主は市外在住の担い手で田として管理することとなります。貸付期間は1年間で賃貸借契約です。沓掛町切山の2筆の貸付期間はともに6年間で使用貸借契約になります。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは裁決します。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第11号は可決いたします。
引き続きまして、報告第9号、第10号、第11号、第12号について報告願います。

事務局 報告第9号、第10号、第11号、第12号について説明

議 長 以上のとおり、報告第9号、第10号、第11号、第12号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に正午）。